

CLUB CABU News No.2777

2011.7.20

<http://www.tse.or.jp/>

【本日の目次】

1.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の2を抜粋しております。

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No40

適格機関投資家等特例業務届出者への金商法違反行為緊急差止命令について
(その2)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、適格機関投資家等特例業務届出者である、ジャパンリアライズ株式会社(札幌市中央区、代表取締役社長 鎌田範明、資本金5,000万円、役職員約20名、適格機関投資家等特例業務届出者。金融商品取引業の登録はない。)による金融商品取引法違反行為に対して、当委員会が、札幌地方裁判所に対して、金商法第192条第1項に基づく緊急差止命令の申し立てを行い、同裁判所より申し立ての内容どおり、被申立人らに対し、差止命令が下された事案をご紹介します。

今回は、投資家被害に係る報道や、申立て後の状況をご紹介します。本件にかんがみて、投資家の皆様方に御氣をつけいただきたいことを中心に述べさせていただきます。

(1) 投資家被害に係る報道

ジャパンリアライズ株式会社並びに当社の代表取締役鎌田範明及び従業員勝見直人は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約(以下「JRファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金の一部を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一である。

しかしながら、前回申し上げたように、ジャパンリアライズ社及び二名は、金商法違反行為である無登録での第二種金融商品取引業及び投資運用業、すな

わち49名以上の一般投資家への募集勧誘・出資金の運用を行っていた。

JRファンドの持分の配当は、成功報酬方式と称して、運用益のうち、配当上限額(年利8~10%)を超えた部分のみを成功報酬として取得する、と称し、一見、一定以上の運用に成功しなければ手数料を一切受け取らず、投資家に積極的に還元するような電話勧誘をしていた。

こうした勧誘の結果、北海道内の、特に多数の高齢者の方が投資を行っており、その数は延べ約300人(名寄せ後約140人)、出資金の合計は6億円程度にのぼると見られている。そして、これまでのところは、同社は出資者に上限である年利8~10%の配当を支払っているため、投資をされた方の中には、こうした高利回りに惑わされ、4000万円を投じた方もいるようである。

しかし、現実には、同社の運用は外国証拠金取引によって行っていたが、十分な利益が出ない状態にあり、新たに集めた出資金を配当に充てる、自転車操業、いわゆる「タコ配」となっており、出資金の役員報酬への充当も見られたところである。

この結果、23年4月現在の同社の預かり資産は合計で4億4,600万円であるが、当社に残っている資産はその半分にも満たない金額であると見られていた。

(2) 申立て後の展開

当委員会の申立てによる札幌地裁の違法行為差止命令を5月13日に受けた後、ジャパンリアライズ株式会社は、同地裁に自己破産を申請し、30日に手続開始決定を受けたとのことである。報道によると、自己破産申請時に、同社の保有資産は数千万円に留まるとされ、破産時点の要償還額約5億円の大半が返済不能になるおそれがあると見られている。

〈本件にかんがみ、お気をつけいただきたい事項等〉

イ) 電話勧誘を行っているような業者が、真に適格機関投資家等特例業務届出者か、確認が必要。

前回も述べたが、適格機関投資家等特例業務届出者は、一人以上の適格機関投資家(大企業や投資経験のある資産家等、いわゆるプロ)以外には、49名以下の一般投資家にしか投資勧誘又は運用ができない。

この業態は、プロ向けの勧誘業者なので、第一種・第二種金融取引業者のように、預かった資産の分別管理義務や勧誘に当たっての適合性原則などが適用されず、行政規制上も届出のみで業務を行うことが可能となっている。すなわち、プロの間での取引を取り次ぐことをメインとしているので、緩和された規制下の制度なのである。

したがって、今回のように、預かった出資金から役員報酬を支払っているような、ずさんな出資金の運用等をしていても、そのことをもって金融商品取引法違反には問えない。(今回の裁判所の命令は、第二種金融商品取引業及び投資運用業の登録なしに業務を行っていたという法律違反をとがめているものであることに留意されたい)

こうした適格機関投資家等特例業務届出者の勧誘に対して出資をする場合には、投資家保護上、登録制の金融商品取引業者よりも規制が緩和されていることを理解していただく必要がある。そうでないと、一般投資家である方々が、本件のように、出資した金額を流用されたりして、そのほとんどが戻ってこない結果となるおそれがある。

しかし、そもそも、テレホンアポインターを雇用して、大々的に電話勧

誘を行っている業者の勧誘対象が、一般投資家49名以下の枠に収まるものであろうか。電話勧誘もコストのかかるものである。また、前々回にとりあげた、華美なダイレクトメールを作っている場合も同様である。従って、そうした業者は、本件のように、金融商品取引業者の登録を行わずに49名以上に勧誘している可能性がある。

このため、勧誘を受けたら、「貴方は、登録を受けた金融商品取引業者ですか」と確認されてはどうだろうか。その結果、相手がそうだというのであれば、是非、金融庁、財務局にご確認いただきたい。また、その質問に返答できないようであれば、または適格機関投資家等特例業務届出者であると言うのであれば、すぐに投資に走らず、ご親族や消費者相談所、もちろん財務局等にご相談願いたい。まずは、業態の事前確認が大切である。

ロ)高利回りを掲げる「タコ配」業者は、投資家からは判別しにくい。相手は確信犯のおそれが高いので、今回の禁止命令等の対象業者名・個人名に今後は注意を!

高利回りを掲げられ、現実に配当が行われると、投資家はなかなかその運用実態を疑うことは難しい。その実態が、運用実績による真の配当でなく「タコ足配当」であるかどうかは、当委員会等が実際に検査等に入らないと判明し難い。本件の場合でも、詳細は避けるが、配当は行われているものの、ちょっとした不審に基づく情報提供が、当委員会調査の発端となったものである。(従って、ほんのちょっとした不審、疑問でも、財務局や消費者関係団体にお寄せいただければ、本件のような摘発につながるので、積極的な提供をお願いしたい。)

ただ、現実に配当がなされていると、端緒の発見は難しい。この場合、過去に違法行為を行った業者であるかどうか、といった点は、よく確認していただきたい。高利回りを謳うタコ配業者には、最初から確信犯的に行っている業者もあり、過去にも同様の手口で被害をもたらしている者もいるからである。

特に、今回のような192条による違法行為禁止命令は、対象業者及び対象者は、再び行えば刑事罰が科せられる。それだけに、こうした命令対象業者が二度と同じ違法行為をすることはあってはならないし、投資勧誘の際に禁止命令業者名を名乗られたら、取引の前に再び違法行為を行っていないか確認が必要である。加えて、行為者個人も禁止命令の対象としているのは、彼らが新たな会社を興して同様の違法行為を行うことを抑止するためである。彼らが経営者等として参加している業者から勧誘を受けた際には、よく注意され、ご不信があれば、財務局、当委員会、警察当局、消費者関係団体にご照会されることをお勧めする。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

- 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。
<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>